

平成28年第1回定例会
斑鳩町議会会議録

平成28年3月4日
午前9時 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	寺田良信	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
企画財政課長	面卷昭男	税務課長	黒崎益範
住民生活部長	乾善亮	福祉課長	中原潤
国保医療課長	山崎善之	健康対策課長	西梶浩司
環境対策課長	栗本公生	住民課長	安藤容子
都市建設部長	藤川岳志	建設課長	本庄徳光
観光産業課長	井上貴至	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	西川肇	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	真弓啓	上下水道部長	谷口裕司
下水道課長	上田俊雄		

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長(中西和夫君) おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして、一般質問であります。順序に従い、質問を受けいたします。

初めに、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番(伴吉晴君) おはようございます。

これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに、上水道の現在の設備状況についてです。当町の水道管ですが、先日、監査報告でも指摘がありました、昭和40年代、50年代の施設建設から、法定耐用年数とされる40年が経過した水道管の更新がこれからの課題となり、放置すれば、遠くない将来、老朽化による漏水事故を招き、住民生活に重大な影響を及ぼすのではないかと心配しております。

そこで、当町における水道管の総延長のうち、40年が経過した施設の割合をお伺いいたします。

○議長(中西和夫君) 谷口上下水道部長。

○上下水道部長(谷口裕司君) 水道管の総延長のうち、法定耐用年数40年が経過した施設の割合でございます。町内に配管いたしております上水道管につきましては、配水池から各家庭までを結ぶ配水管として、約142キロメートルございます。そのうち、耐用年数が40年を経過している管につきましては、約25%に当たる約36キロメートルあることを把握いたしております。

○議長(中西和夫君) 5番、伴議員。

○5番(伴吉晴君) それでは、今、回答された約36キロメートル、全体の水道管の25%の耐用年数が経過した部分の更新計画をお伺いいたします。

○議長(中西和夫君) 谷口上下水道部長。

○上下水道部長(谷口裕司君) 耐用年数が経過しました部分の更新計画でございます。

現在、耐用年数が経過した配水管の更新につきましては、公共下水道事業や他の事業にあわせ、石綿管や塩ビ管など老朽化した管の改良を進めているほか、水道事業として単独でも進める必要のある重要な幹線的配水管について、順次更新を進めているところで

ございます。

また、更新計画についてでございますが、上水道が保有している資産の基礎データの整備や技術的な診断などにより、現有施設の健全性を評価し、将来における水道施設全体の更新需要をつかむためにも、平成28年度に、水道が保有する資産を管理するための調査を行い、適切な更新計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 平成28年度に、保有する資産を管理するための調査業務を終わり、更新計画を策定することであれば、更新計画ができ上がったときに議会に報告していただけるように、よろしく願いいたします。

次に、水道管には、大規模災害に備えた水道施設の強靱化も求められます。そこで、震度6強程度に耐えられる耐震適合率が幾らぐらいなのか、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 水道管のうち、震度6強程度の地震に耐えることができる耐震適合率の現在の状況でございます。町内に配管いたしております上水道管は、さきにもお答えさせていただきましたが、配水管敷設総延長で約142キロメートルございます。そのうち、耐震適合率、いわゆる耐震性のある水道管に加え、耐震管以外であっても周辺の地盤の正常を勘案すれば一定の耐震性能があると評価できる水道管が埋設されている割合につきましては、約58%に当たる約82キロメートル整備できている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 耐震適合性のある管として、当町の配水管総延長約142キロメートルに対し約82キロメートルで、耐震適合率は約58%となるということですが、まだ半分弱の水道管が耐震上の更新の対象となり、できましたら、最初に質問させていただいた耐用年数が経過している部分から更新していただければと思います。

それでは、水道管だけでなく水道施設全体として、大規模災害に対する備えについて、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口上下水道部長。

○上下水道部長（谷口裕司君） 水道施設の大規模災害に対する備えでございます。阪神淡路大震災以降の配水管の工事につきましては、全て耐震性を有する部材を採用し、改良、更新を進めております。

また、町内におきましては、三井浄水場に5,000立方メートル、第1浄水場に5,000立方メートル、北部配水池に3,000立方メートルの配水池を有しており、それぞれの配水池が受け持つ配水区域で幹線的な位置づけをいたしております配水管をループ化することにより、それぞれの配水池ごとに連携させ、非常時における断水範囲を極力縮小できるよう整備をしているところでございます。

また、ライフラインの充実を図るためにも、いかるがパークウェイの整備に伴い設置されている歩道の工事にあわせ、東西を結ぶ幹線的配水管を埋設することにより、それぞれの配水池の連携を一層強化できるよう努めているところでもあります。

さらには、各配水池には常に8割以上の水道水を確保しており、地震時に相当な揺れを感知した場合、緊急遮断弁が作動し、配水を停止することにより、貯水された水道水を有効に活用するよう整備もいたしております。

しかしながら、経年的に劣化する配水管など、まだ整備が必要な箇所もございますことから、今後起こり得るであろう大規模災害にも視野に入れ、できる限り安心して水道水をご利用いただけるよう、将来的な水道財政にも留意しながら、管網の整備並びに各施設の維持に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） やはり災害時に一番必要となるのは水ですので、断水範囲を小さくすることや、いかるがパークウェイのように新しくできる道にはいち早く今までより安心、安全な施設を町財政と勘案しながら設置していただくことをお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

最近、公立図書館の雑誌購入等を民間業者が負担する雑誌スポンサー制度が奈良県内で少しずつふえてきているように聞かれますが、他の自治体の状況と、本町のシステムについての考え方をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 今、ご質問者が紹介いただきました雑誌スポンサー制度につきましては、企業や団体が公立図書館の雑誌の年間購入費を負担するかわりに広告を掲示する仕組みでございます。奈良県内におきましては、県立図書情報館のほか7市、7つの市、言いますと、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、五條市、桜井市、香芝市の7市と3町、田原本町、上牧町、大淀町の合計11館で導入をされているというふう聞いてございます。

導入されている図書館の現状につきましては、先ほど申しあげました11館のうち、

4館が約30誌という実績を上げてはいるものの、そのほかでは11館中5館が10誌以下、そしてそのうち2館はゼロ誌ということで、低調であるところもございます。その理由といたしましては、協賛の依頼先が市とか町の広報紙でありますとか各事業と競合するということもございます、これらの理由で、導入から数年経過しても実績がない、または少数にとどまっているところもあるということもございます。

本制度につきましては、民間の資金を活用し、蔵書数を維持できるメリットがある一方で、継続購入の必要な雑誌がスポンサーの打ち切りによりまして購入が途絶えるという懸念もございますとか、導入金額のメリットに比べましてスポンサーへの対応に一定の時間がかかるデメリットもございます。

本町におきましても、本年度から県内導入館の調査・研究を進めておりまして、当町の状況も踏まえながら引き続き検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 本町でも、本年度から調査・研究を進めて状況を見定めているところというように、今、聞きました。斑鳩にとってメリットがあると判断したときには導入よろしくをお願いします。

これに限らず、いろいろな新しい取り組みについて、幅広くアンテナを張り、よいものがあれば当町にあうようにアレンジして導入することを常に心がけていただきたいと思います。申し添え、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、奥村議員の一般質問をお受けいたします。

13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） おはようございます。

議長のお許しをいただき、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

最初に、子ども医療費助成制度を高校卒業までに拡充するとともに、窓口無料化を求めることについて、お聞きをいたします。子ども医療費助成に対しまして、斑鳩町では、平成22年4月から入院・通院とも中学生まで拡大するなど、どこよりも先駆けて取り組まれ、子どもを育てるなら斑鳩町にと引っ越してこられた若いご夫婦もいらっしゃいます。

さて、公明党奈良県本部といたしまして、昨年7月31日、荒井正吾奈良県知事に、子ども医療費助成の拡充と窓口無料化を求める要望書を提出させていただく中、通院についても平成28年8月から中学校卒業までを助成が拡充されることになり、県補助金

の対象範囲が拡大をいたします。そのことにより、町単独負担が削減をされます。

また、国では、公明党が要望する中、厚生労働省は、子ども医療費窓口無料化を実施している自治体への国保の補助金を削減するペナルティーを条件つきで見直すために、子どもの医療制度のあり方等に関する検討会を設置し、子どもの医療分野における受診状況や提供体制、自己負担や国保の自己負担のあり方などが検討されております。

現在、近畿では、奈良県以外の全ての府県が窓口負担なしの医療費助成制度を実施しております。斑鳩町におきましても、人口減少に歯どめをかけ、希望出生率1.8の実現に向け、経済的負担等により医療機関への受診をちゅうちょすることがないように、安心して子どもを生み、育てられる社会を目指すため、1点目に、子ども医療費助成を高校卒業までに拡充することについての町の見解を伺います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 子ども医療費の助成につきましては、ご承知のように国の制度ではなく、地方単独の事業でございます。全ての都道府県や市町村で実施をされているところでございます。助成対象となる年齢でありますとか、一部負担の有無、支払い方法等はそれぞれ異なっております。

当町では、この子ども医療費の助成につきましては、子どもを安心して生み育てられるまちづくりを目指す中、平成21年の4月からは助成範囲を小学生の入院までに拡大し、さらに平成22年4月からは入院・通院とも中学生まで拡大するなど、奈良県や奈良県下の市町村に先駆けて独自に助成対象を拡大してきたところでございます。

なお、ご紹介ありましたように、奈良県におきましては、平成28年8月から子ども医療費の助成対象を通院についても中学生まで拡充されるということとなっております。

今後も、町といたしましても、子ども医療費の助成につきましては現助成制度を継続してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 次に、窓口無料化の現物給付方式の助成制度とすることについて、見解を伺います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 子ども医療費の窓口の無料化についてでございますが、奈良県におきましては、子ども医療費を含む福祉医療費の助成方法は、平成17年の8月に現物給付と、それから償還払いが併存しておりましたことから、自動償還に統一をされました。平成17年8月に統一をされまして、全ての受給者が窓口で医療費の一部負

担を支払うこととなっております。これは、現物給付とすることによる医療給付費の増加に対する国のペナルティーであります国保の国庫負担金の減額措置を回避するためのものがございます。

また、先ごろ、厚生労働省より、子どもの医療費の窓口での自己負担を無料化した場合の健康保険全体の影響額は、窓口無料化により受診がふえ、小学6年まで実施した場合は約1,700億円、高校3年まで実施した場合は約3,000億円の健康保険の負担増となる試算結果が公表されております。

ご承知のとおり、当町の国保財政は大変厳しい状況でございます。国庫負担金の確保もさることながら、窓口無料化による保険者負担の増大が懸念されるところであり、現物給付方式とすることは困難であると考えております。

また、自動償還の導入に当たっては、奈良県の医師会、奈良県の歯科医師会、あるいは国保連合会などの関係団体との協議の上、奈良県下全市町村統一で実施しているものでございまして、仮にこの国のペナルティーが廃止されて現物給付方式へと移行する場合には、改めて関係団体との協議が必要となりますけれども、その際には、奈良県下統一で実施するということが前提となるものと考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 医療費無償化が過剰受診を招くのではないかという点につきましては、保護者は子どもが感染症に罹患するリスクがあることなどから安易に病院を受診しないという意見や、保護者への啓発や教育によって過剰受診を一定程度防げるのではないかという意見もあるようでございます。

それでは3つ目に、子ども医療費の県補助対象が拡充された場合、町の負担が減ると思いますが、その財源で高校卒業までの拡充はできないでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） ただいま質問者がおっしゃっていただきましたように、奈良県のこの補助制度が拡充された場合に、当町では、平成28年度におきましては約720万円、平成29年度におきましては約1,440万円程度の奈良県の補助金がふえるものと考えております。

一方、新たに子ども医療費助成を高校卒業まで拡充した場合には、約2,300万円の財源が必要となってまいります。差し引き約900万円の町の負担がふえるものと考えております。このことから、先ほども申しあげましたように、子ども医療費助成につ

きましては現助成制度を継続してまいりたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 子どもの医療費を助成する地方単独事業は、まさに子育て世帯を呼び込む、または流出させないための人口減少対策になっているとも言われております。子どもを安心して生み、育てられるまち斑鳩町を目指し、その実現に向けて力強く推進していただきますよう、よろしくお願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。昨日も同僚議員のほうから質問がございましたが、児童虐待防止に向けた町としての取り組みについてを聞かせていただきます。本年1月の埼玉県狭山市における3歳女子の死亡事件や東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、親などによる児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いております。家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安、負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途をたどり、複雑、困難なケースも増加しているようでございます。

斑鳩町の虐待の状況について、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 本町の虐待につきましては、平成28年1月末現在でございますけれども、11世帯26名となっております。その内訳といたしましては、身体的虐待が4世帯の8名、ネグレクトが3世帯の14名、その他4世帯4名となっております。主な虐待者といたしましては、実母が7件、実父が3件となっております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

児童虐待への対応は、早期発見、早期対応が大事になってくると思いますが、斑鳩町としての取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 児童虐待への対応方法というご質問でございますけれども、本町では、児童虐待対応のための体制整備といたしまして、児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、それぞれの子どもや家庭に最も効果的な援助を行うための情報交換や支援内容の協議を行う期間として、平成21年度から斑鳩町要保護児童対策地域協議会を設置をいたしております。

この協議会には、代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を置いておまして、児童相談所、中和福祉事務所、郡山保健所、西和警察署、町医師会、町歯科医師会、町内

の幼稚園、保育所、学校、町行政など各関係機関の委員が連携・協力のもと要保護児童対策に取り組み、児童虐待の未然防止、早期発見、対応力の向上に努めております。

町に児童虐待の通報があった場合には、休日、夜間等にかかわらず担当者が直ちに安全確認を行いまして、必要に応じて児童相談所に通告をいたします。また、虐待の可能性が高いと判断される場合等には、個別ケース会議を開催をいたしまして、それぞれの子どもに最も効果的な援助を行うための情報交換あるいは支援方法について話し合いを行います。

また、年3回程度、実務者会議におきまして、要保護児童対策協議会が支援を必要としているケースについて1件ごとに経過を確認して、今後の支援内容の協議を行っているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

児童虐待の通報があった場合、休日、夜間等にかかわらず対応してくださる担当者の方の負担も大変大きいと思います。適切な職員の配置を考慮していただくとともに、各関係機関との緊密な連携を図っていただき、子どもたちが健やかに成長できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、最後の質問をさせていただきます。子どもの読書活動の推進についてであります。今の子どもたちは、テレビや携帯電話、インターネットなどの多種多様な情報に囲まれ、生活環境の変化により子どもの読書離れが指摘されております。「読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないもの」と、子どもの読書活動の推進に関する法律にうたわれております。読書に親しみ、それが日常生活の中に定着していくことが望まれます。

斑鳩町の子どもたちの読書活動推進につきまして、町としての取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） まず、学校の図書室につきましての町の取り組みについて、説明をさせていただきます。今、質問者もご紹介いただきましたように、子どもの読書活動の推進に関する法律が平成13年に施行され、国におきましては、その翌年の平成14年度、19年度、そして平成24年度とそれぞれ5か年計画、これは学校図書館の図書整備5か年計画でございますが、それを策定いたしまして、これに基づきまして、公

立小中学校の学校図書を整備するための経費として、各市町村に地方交付税が措置をされているところでございます。

一部の市町村におきましては、この地方交付税を他の事業に予算配分している場合もございますが、本町におきましては、全て学校図書を購入する経費として予算措置をしていただいております。特に、平成18年度からは学校図書予算を交付税措置の約1.5倍を確保していただきまして、学校図書の購入拡大により、文部科学省が示す標準冊数がございますが、これの確保に努めながら、記述内容でありますとか、また、資料等の古い書籍につきましては適切にリユースあるいは廃棄等を行い、学校図書室の機能向上に努めてきたところでございます。現在におきましては、小学校3校、中学校2校でそれぞれ標準冊数に達しております、今後も、書籍の更新等の状況を見ながら、学校図書室の機能の維持、向上を図るため予算措置を継続をしていただいているというところでございます。

また、各学校におきましては、図書館司書の免許を持つ教諭を司書教諭として任命いたしまして、この司書教諭が中心となりまして、学校内で話し合い、町立図書館と相談しながら、それぞれの発達年齢に応じた、また児童生徒が興味を持って読める図書を選んでおります。また、町立図書館が図書館資料を学校に貸し出しをし、移管を行ったり、町立図書館と学校が連携を深めているところでございます。

そうした経緯の中で、さらに、平成25年度からは、小学校3校で1名、中学校2校で1名の学校図書司書を配置しております。この学校図書司書は、図書の管理でありますとか貸し出し業務、また教員への読書指導や授業活動を支援するだけではなくて、地域の学校支援ボランティアの方々と協力、連携もしながら学校図書室の充実に努めているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

次に、学校の取り組みについて、お伺いしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 各学校における学校図書室の活用についてでございますが、学校教育は、言うまでもなく、児童生徒の確かな学力を育てるとともに、言語活動や探求活動、読書などの活動を通じて豊かな人間性を培うことが求められております。こうした教育の実践にとって、学校図書室は欠かせないものでございまして、子どもたちが読書週間を身につけ、生涯にわたって学び続ける基礎的な力や人間性を育てるための読書

活動の拠点となること、また、学習指導要領に定められた言語活動の充実や授業に必要な資料の整備など学習支援を行うこと、そして、情報活用能力を育むのに必要な支援を行うことなど大切な役割を担っております。

町立学校の具体的な取り組みといたしましては、まず、町内全ての小中学校では、朝の読書タイムを実践しております。始業前の15分間程度、教師、児童生徒が自分で選んだ本を読むことで、読書習慣の定着と国語力の向上を図っております。また、読書を身近に感じ、親しむことができますよう、小学校では図書ボランティアの皆さまにより読み聞かせをしていただきましたり、小学生が幼稚園・保育園児に読み聞かせを行うという交流をしております。また、昼休みや放課後には、図書室の開放を行ってございまして、先ほど申しあげました町費での司書配置やボランティアの皆さま方により読書環境の整備により、児童生徒に安らぎを与える場にもなっております。

また、学校図書は、児童生徒が修学旅行におけます平和学習、または米づくり体験やナシの栽培、環境学習等の総合的な学習におけます調べ学習で活用したり、教師が授業の教材として、また教材研究の参考図書としても活用をしております。

そのほかといたしましては、児童生徒みずから図書委員といたしまして、図書の貸し出し業務でありますとか、学級文庫の整理等の学校図書室の運営にかかわることによりまして、子どもたちの自主性でありますとか、自立性、協調性等の規範意識の向上にも寄与しているというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ありがとうございます。

それでは最後に、町立図書館の取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 町立図書館での子どもに対します読書活動を支援する取り組みでございますが、これにつきましては、子どもの成長段階ごとに説明をさせていただきます。

まず、最初の働きかけは、ブックスタートでございます。これは、町内在住の全ての赤ちゃんと保護者に絵本をプレゼントする事業でございますが、絵本を手にした方からは、「絵本は高くてなかなか買えないのでうれしい」でありますとか、「子どもと絵本を楽しむきっかけになった」など、好評をいただいております。このブックスタート事業につきましては、以前は配布率が50%程度で推移をしておりましたが、平成27年度からは、参加できなかった方を対象に、1歳6か月児検診時に、その会場におきまし

てブックスタート絵本の後日配布ということで、それを開始いたしましたところ、現在は配布率が85%以上に向上をしております。

次の段階のサービスにつきましては、図書館でありますとか、中央公民館図書室でのおはなし会であります。町内の読書ボランティアの皆さまのご協力のもと、町立図書館と中央公民館図書室で合わせて年間36回を実施しております。平成26年度におきましては、このおはなし会に300名を超える参加がございました。毎回楽しみにしている親子の方々もおられまして、おはなし会で紹介された絵本を借りて、家庭での読み聞かせを楽しんでおられるということでございます。

次に、子どもたちが保育園・幼稚園・小学校に入学しますと、園や学校での読み聞かせでありますとか、子どもたち自身によります読書が行われます。町立図書館では、おすすめ本のセットなどを団体貸出として、町内の各幼稚園・保育園・学校に定期的に配達し、子どもたちの読書活動をサポートをしております。平成26年度におきましては、年間48回の配達を行い、約9,000冊の図書を団体貸出をしたところでございます。また、図書館や中央公民館図書室では、クラス単位で訪問する保育園や幼稚園の園児たちに、読み聞かせや貸し出しを行っておりますが、その数は年間約50回にのぼります。さらには、毎年、小学校3年生約250名の図書館見学も受け入れておりまして、子どもたちに図書館施設を案内するとともに、読み聞かせも行っております。その後、時間を置いて、図書館から司書とボランティアによります学校おはなし訪問も行っております。

また、夏休みには、小学校第5学年、第6学年を対象にした1日図書館員の体験を実施しておりまして、また、秋には中学2年生の職場体験学習も受け入れております。この授業に参加した児童生徒からは、「本の調べ方がよくわかった」などの感想が寄せられており、この体験の後は活発に図書館を利用いただいております。

また、図書館では、小中学生の調べ学習の支援も行っております。学習テーマに応じた資料を数冊から多いときには数十冊、先生の求めに応じて学校に貸し出しをするほか、児童生徒の来館にも対応しております。特に夏休みには、夏休み宿題の本と題して参考資料の展示を行い、子どもたちの利用に供しているところであります。

このほか、図書館では、数百冊の絵本を並べたえほんのひろばを毎年開催しております。平成27年度、地域の読書ボランティアの協力のもと、夏休みに1週間実施いたしました。190人の子どもたちが絵本の読み合いを楽しんでおります。また、町内小学校に絵本や絵本展示台の貸し出しを行いまして、学校でのえほんのひろばづくりを支援

しております。

その他の取り組みといたしましては、図書館では、毎年、絵本講座を開催いたしまして、子どもの読書活動推進に大きな役割を果たしていただいております読書ボランティアの支援・育成も行っております。平成27年度は、子どもと楽しむ絵本・わらべうた講座を開催いたしましたが、ここには、定員の30名を超える35名の参加がございまして、「学校でも活用できる実践的な内容でよかった」という感想が寄せられております。

また、子どもの豊かな読書環境づくりのため、図書館と小学校・中学校の学校司書や司書教諭、幼稚園・保育園の担当者並びに読書ボランティアの方々は、毎年、連絡会議を開催いたしまして、情報交換を行っていただいております。

このように、教育現場と図書館、地域のボランティアの方々が連携をしていただきまして、本町の子どもの読書活動を推進をしていただいているというところでございます。

○議長（中西和夫君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） 大変にありがとうございました。

次の時代を担う子どもたちの読書活動推進に力を入れてくださっていることがよくわかりました。大変にありがとうございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

続いて、3番、中川議員の一般質問をお受けいたします。

3番、中川議員。

○3番（中川靖広君） 議長の許可を得ましたので、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

初めに、防犯カメラの設置についてということでございます。26年6月議会で防犯カメラの設置について要望をさせていただきました。その後、JR法隆寺駅に設置をしていただきましたが、そのときの答弁の最後には、「必要なところには、順次整備を進めてまいりたい」と、そのような答弁もございました。それを踏まえ、今後の計画について、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 平成26年6月議会におきまして質問者から要望がありましたJR法隆寺駅への防犯カメラの設置につきましては、昨年3月に、地元住民、警察及

び町で組織いたしました J R 法隆寺駅周辺防犯協議会が設置主体となりまして、奈良県の地域防犯重点モデル地区事業補助金を活用いたしまして、駅の自由通路及び南北の駅前広場に合計 9 台の防犯カメラを設置したところでございます。

この J R 法隆寺駅の防犯カメラにつきましては、防犯カメラ設置後、西和警察署におきまして、刑事訴訟法第 197 条の規定に基づき、犯罪捜査に防犯カメラの映像記録が活用されているところでありまして、法隆寺駅前の交番前に設置していますインターホンが破壊された器物損壊事件が発生した際には、防犯カメラ画像の解析の結果、犯人につながる有力な情報が得られ、被疑者の特定に至ったところでございます。

ご質問いただいております今後の防犯カメラの設置につきましては、現在運用を行っています法隆寺駅周辺に設置いたしました防犯カメラの効果をさらに検証いたしますとともに、警察とも連携を行いながら、犯罪の抑止効果が高いと考えられる場所におきまして防犯カメラの設置について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3 番、中川議員

○3 番（中川靖広君） 効果を検証し、検討を進めてまいりたいというご答弁でございますが、答弁の中にもありましたように、この防犯カメラ映像の解析の結果、犯人の有力な情報が得られて、被疑者の特定に至ったというようなね、もうこれで大きな効果が出てると。これも大きな効果だとは思いますが、私自身、もっと一番の効果は、もう斑鳩町では事件を起こしたら監視されているぞと、事件の起こらないことが一番の、最大の効果であると、私はそのように考えております。

また、弱者と言われる小さな子ども、児童生徒を巻き込んだ悲惨な事件も全国各地では起こっておりますので、その通学路、斑鳩、小学校 3 校、中学校 2 校、この 5 校を拠点とし、通学路に順次整備を進めていっていただきたいと、そのように思いますが、その点について、どうでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 防犯カメラの設置につきましては、先ほどの答弁と重なることとなるかもしれませんが、警察とも連携を行いながら、犯罪抑止の効果の高いところにおいて設置していくということにつきまして、引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 3 番、中川議員

○3 番（中川靖広君） 私の思いで通学路に整備をしていただきたいという、今、意見を申しあげました。その参考にちょっとお聞かせいただきたいんですが、この斑鳩町内で

斑鳩町の児童生徒が巻き込まれた悲惨な事件というのは過去にありましたでしょうか。

町長、どうでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） もう大分昔ですけど、昭和何年でしたかな、誘拐事件がございまして、エツコちゃん事件ですね、最終的には王寺で、そこで殺されたという事件があって、その後、誘拐事件等についてはですね、そういう関係というのは、ないと言ったら語弊ありますけども、やっぱりそういう抑止をしていくというのか、そういう点では皆さん方が、斑鳩でそういう起こった問題を二度と起こさないという現状をとらえてですね。

今おっしゃっていただくように、防犯カメラというのは非常にやっぱりそういう点では焦点を突いていますから、おっしゃっていただくように、そのところが危なければやっぱりそういう点を配慮していくというのが当然だろうと思います。

ただ、駅の、この法隆寺駅を質問いただいていますね、そういう予算取りでさせていただいたこともございますけども、やっぱりできるだけ、私はやっぱり防犯カメラというのは設置をしていく方向でですね、進めていきたい。恐らくかかるがホールの駐車場とか、あるいは町営駐車場のあのところはですね、昔、小学生の議会です、一番先におっしゃったのが、「法隆寺、世界遺産があるのに、あの周辺で防犯カメラを設置してほしい」というのは、もうかなり前ですから、やっぱりそういうときにもう出ていますから、それを警視庁へ言うと、やっぱりなかなかそうすぐ斑鳩というのはなかなか出てきませんということもおっしゃっていましたが、的を射た質問であるという、非常に小学生でありながらそういうことをおっしゃるといことは、やっぱり斑鳩の世界遺産を思ってですね、言っていると思っておりますし、そういうことも踏まえてですね、法隆寺周辺の関係等についても、防犯カメラ設置を、取りつけていく努力をしていきたいと思っております。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員

○3番（中川靖広君） 今、町長のご答弁の中に、昭和32年ですね、59年前、私が生まれる7年前になるんですが、おっしゃられた悲惨な事件が起こっております。そのときにはその犯人が奈良県で初めて死刑囚となった、それぐらい悲惨な事件だったと私は住民の方から教えていただきました。その住民の方は、その事件を忘れてはいけない、また、二度と起こってはほしくないという思いから、そのときの新聞記事を59年間、いまだに保管されております。町長の口からその事件のことを聞かせていただいて、少

しは安心をいたしました。ありがとうございます。

そういうことも踏まえて、今後も引き続き防犯カメラの設置に努力をしていただきたいということをご要望しておきます。

続きまして、2点目の質問でございます。町が送付する書類の封入についてということで、先日というんですか、奈良税務署が確定申告書を送付した際に、封印を誤り、別人の納付書を送っていたということが起こっております。

町の送付する書類については、どのように作業をされておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 今、ご指摘いただきました件につきましては、ことしの1月25日から大阪国税局が所得税の確定申告関係書類を納税者に送付する際、封入時に委託業者のミスで確定申告書とは別人の納付書を同封し、送付されたものでございます。税務署が送付する確定申告書と納付書には、あらかじめ住所・氏名を印字し、送付されることとなっておりますが、報道等によりますと、委託業者が確定申告書と納付書をセットし、封入する際、封入作業に使う装置の機器設定を誤ったということが原因とされているところでございます。

本町が送付いたしております書類についてでございますが、国税局と同じように委託業者による機械封入を行っておりますものは、現在、固定資産税、住民税の普通徴収分及び国民健康保険税の当初の納税通知書の3点でございます。それ以外の納税通知書などの書類につきましては、職員などが手作業で封入をいたしているところでございます。

本町が委託しております機械によります自動封入におきましては、作業前の機器設定等の仕様確認やテスト打ちを2名体制で行いまして、納税通知書に印字された一連の番号を封入装置が順次読み取りながら封入するとともに、封入枚数の検査により確認を行っているというところでございます。

また、機械によります自動封入をいたしております納付書につきましては、連続シートで印刷されておまして、12枚で1通の通知書として一連番号を付しております。自動封入装置で一連番号を読み取りながら製本をいたしまして、窓あき封筒に封入していくという手順で、仮に他の一連番号の違うものがまざった場合や製本順序が誤った場合などは、封入装置が自動的に停止するという状態でございます。

税務署の場合には、申告書と形と大きさが異なる納付書を同時封入されておりますけれども、本町におきましては、同じ形、大きさの一連シート状のものを順次製本しながら

ら封入しておりますので、自動封入に誤りが起こる可能性はないというふうに考えているところでございます。

なお、平成24年度から本町におきましては自動封入を行っておりますけれども、今回の大阪国税局の確定申告書類の封入誤りの発生を受けまして、町の委託業者に対しまして、改めて確実な事務処理の徹底について再確認を行ったところでございます。

また、住民税の特別徴収納税通知書や軽自動車税の納税通知書など、職員等によりまして手作業で書類の封入を行っていることについてでございますが、封入前に通知書及び封筒等の枚数確認を事前に行いまして、封入作業に当たりましては、住所・氏名の照合、封入物、封入枚数などを複数の職員により二重確認を行いながら作業を進め、封入作業終了時には、最終確認として各書類の発行枚数と封入枚数の確認を行うことによりまして、封入誤りが発生しないよう努めているところでございます。

機械装置による自動封入、職員等による手作業の封入、いずれにいたしましても、書類の封入作業を行う場合には、作業する機の整理整頓等を十分に行いまして、複数人による二重チェックを行い、封入誤りが発生しないよう努めてまいります。

○議長（中西和夫君） 3番、中川議員

○3番（中川靖広君） 奈良税務署が誤りを犯したというんですか、確定申告書というのは、住所と名前、金額等の何も入っていない、内容のないものですのであれですが、当町が、町が送る場合には、個人、個人のね、納税額等の中身が入った、内容の入ったものでございますので、今のご答弁を聞きますと、自動的に機械を停止する、誤りがあつたら停止する、手作業の場合は2人で、複数人で確認をしながら入れているということでございますので、誤りのないようにこれからも気をつけていただきたいと、そのように申しあげて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、3番、中川議員の一般質問は終わりました。

10時5分まで休憩いたします。

（午前 9時48分 休憩）

（午前10時05分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1点目は、保育料についてですが、昨年4月に子ども・子育て新制度がスタートいたしました。その新制度の移行に伴い、保育料の算定基準が変わり、人によっては保育料が大幅に値上がりするなどの事例が全国で確認されているようです。また、それ以外にも、年少扶養控除の廃止に伴うものや、国のほうでも新年度から保育料の軽減策を新たにスタートさせようとしているなど、制度の改変等によって町内で保育料が値上がりするようなケースがないか確認させていただきたいと思い、質問にあげさせていただきました。

では、まず1点目ですが、所得算定基準が所得税から住民税に変更されることによる影響について、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 保育料は、平成26年度までは保護者の所得税の合計金額により各階層区分での決定をしておりましたが、平成27年4月からは、国の制度改正によりまして、市町村民税所得割の金額による各階層区分での決定に変更となりました。この制度改正にあわせまして、当町の保育料徴収金額表について見直ししたわけですが、その設定に当たりまして、同じ階層であった場合は、全ての階層で平成26年度と比較して、差額はゼロ円またはマイナスになるように設定したところでございます。

なお、この保育料の関係につきましては、平成27年の2月12日に開催をいたしました保育所運営委員会におきまして説明をさせていただいて、ご理解をいただいているところでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） 階層が同じ部分については値上げにならないようにということで、町のほうで調整をされたということについては、努力をされているなというふうに感じます。

その中で、所得が変わらないのに、そうすると大幅な値上がりになったというのは、その算定基準の変更によっては生じていないというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） もちろん所得が上がってという方はおられるかもわかりません。いろいろな条件がございますけれども、同じ条件というか、所得が変わらない場

合は保育料も変わらないということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、次にですね、2点目の年少扶養控除のみなし適用が廃止になるということで、現在はみなし適用制度が続けられているというふうに思いますが、これが廃止になることによる影響について、お尋ねしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） この子ども・子育て新制度に基づきます利用者負担基準におきましては、旧年少扶養控除に係る再算定は行わないこととされておりまして、平成27年3月31日現在で入所または入園されているという児童のうち、ゼロ歳児から1歳児につきましては、保育料が大きく変わることがないように、保険料試算の経過措置として旧年少扶養控除に係る再算定を行っておりますことから、影響はないと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） これについては、そもそもこの年少扶養控除が廃止になってしまうということで、その所得の算定が、今まで控除があった部分がなくなってしまうので、そのことによる負担増は後々出てくるかというふうに思いますが、今、それ、新年度からは既にもう控除が廃止されたものとして、新たに入所される方については既に保育料の算定はそういう形で年少扶養控除が廃止されたものとして計算されるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 今おっしゃったとおりでございます。新しく入所されている方については、今の保育料の基準でございますので、みなしは適用していないということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） 今、新たに入った方については、もう年少扶養控除自体が廃止になってしまっているということで負担がふえていると思うので、今、国の制度として、経過措置的にですね、みなし適用されていますけれども、今すぐでなくて構いませんので、そのみなし制度を町単独で維持するとしたら費用が幾らぐらいかかるのかというのは、またちょっと計算をしておいてほしいなというふうに思いますので、これは要望しておきたいと思います。今すぐでなくて構いませんので。

ただ、それについては、確認しておきますけれども、みなし適用については、期限はい

つまでということ制度が続けられるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） これは、平成29年3月31日をもって廃止ということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） もう1点確認しておきますけども、今、国の制度としてこうしたみなし適用制度ということで続いています、それがなくなってしまうたら、もう完全に終わってしまうということ、理解しておいてよろしいのでしょうか。町としては何かしようとか、そういうつもりはございませんか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） このみなし適用の制度につきましては、先ほど申しあげましたように平成29年3月31日をもって廃止されるということでございます。これはあくまでも経過措置ということで、期間限定の措置ということで設けられたものでございますので、町としては、またそれを継続していくとかいうことは考えておりません。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、これにつきましてはまた、今、金額がどれぐらいかかるのかということも計算をお願いしていますので、またそれがわかった後に、私のほうでもまた検討していきたいなというふうに思います。

そうしましたら、3点目ですね、今度は新年度ですね、国のほうで新たに多子世帯に対する軽減制度は実施されるというふうにお聞きをしていますが、既に町のほうでも新年度の予算編成がされていますが、その中に組み込まれているのかどうか、ちょっと私もまだ確認ができていませんが、この国の多子世帯の新軽減制度の実施による影響について、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 平成28年度の実施予定ということで、多子世帯の保育料の負担軽減につきましては、現在、就学前の年収約360万円未満相当の世帯について、小学校就学前までとされている多子計算に係る年齢制限を撤廃をいたしまして、第2子を半額、第3子以降を無料化するということでございます。

現在のところ、第1子の年齢を18歳未満とするか等の具体的な内容について示されておりませんが、平成27年12月入所児童で18歳未満の兄弟のいる児童で算定をいたしますと、その影響を受ける児童が32名、うち半額になる児童が18名、無

料になる児童が14名となると試算をいたしております。保育料で比較いたしますと、年額約250万円の減額ということになります。

また、ひとり親世帯等の保育料の負担軽減につきましては、年収360万円未満相当の第1子を半額、第2子は無償化するというものでございますけれども、平成27年12月入所ひとり親世帯等児童で算定いたしますと、その影響を受ける児童が6名となりまして、保育料で比較いたしますと、約90万円の減額となると試算をいたしております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） この新制度が始まることによって、町の収入としては、部長おっしゃっていただいたように減額になる部分が出てくるということで、住民さんの負担がその分減るといふふうに理解をしますけれども、心配したのはですね、国がこの制度をつくる時に、年収、所得で言うと、年収やったかな、360万円っていう制限をしているかと思いますが、それ以外の方はこうして軽減が適用されることになるかと思いますが、逆にそれ以上の部分の方について負担がふえるようなことにならないのかなっていうのは心配しましたが、その辺の兼ね合いっていうんですかね、についてはどう理解をしたらよろしいでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） この国の制度につきましては、まだ、先ほど申しあげましたように、第1子の年齢ですね、18歳未満とするか、その辺のところ、年齢を撤廃するのかということもまだ決まっておりません。具体的な形も決まっておりませんので、必ずしも年収を制限なしにするのかということも具体的にはまだ示されておりませんので、これが決まってまいりましたら、またこちらの、町のほうの保育料の関係をどうしていくのかということも検討していかなければならないかもわかりませんので、それは国の状況ですね、を確認していきたいと、このように考えております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） それはそれで、また国の制度が確定した段階でですね、またきちっと教えていただきたいなと思いますけれども、また、この後ですね、新年度の予算審査を行っていく中でも確認をさせていただくと思いますけれども、そうしますと、町のほうとしては、今、予算を組むのに、この制度については反映をされているんでしょうかね。まだそこまでは反映していないということでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） これも当然、先ほど申しあげましたように、平成28年度の実施予定ということでございますので、詳細も当然まだ国のほうで決まっておりますから、予算につきましては今の現行の形で組んでおるということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） わかりました。そうしたら私もまた、まだ書類関係見られていないですけども、予算審査に臨むに当たって、まだそれは反映されていないということで見たいと思います。

この国の制度については、上の年齢ですね、を幾つにするかっていうのとか、まだ詳細な部分は決まっていますが、もともと同時在園していないと多子世帯、第2子、第3子等の軽減がなかった部分については、それ撤廃されて、在園していなくても軽減がかかるようになるということで、子育て支援策にはかなり前向きな前進になったというふうに思いますので、これにつきましては町のほうとしてもやっぱりきちっと生かせるような形ですね、さらに子育て施策を前進させていくということで取り組んでいただきたいというふうをお願いをしておきます。

そうしましたら、今、3点お尋ねをしましたが、いろいろ制度改正によって保育料の負担の引き上げにつながることはないのかなという心配をしていましたが、大きく値上がりをするような状況にはないと。町のほうでも努力をされて、それについてはそうならないようにということで制度についても配慮しているということが確認できましたので、安心をいたしました。

以上で、この質問については終わらせていただきます。

そうしたら、2点目の質問に移らせていただきます。2点目につきましては、自衛隊のことについて書かせていただいたんですけども、今だけじゃなく過去からですね、自衛隊の奈良地方協力本部から住民の個人情報の提出依頼というのが来ていたというふうに思います。これ多分、毎年来ているというふうに思いますが、全国にある自衛隊の地方協力本部から各自治体に対して、住民の個人情報の提出依頼が来ており、斑鳩町で言いますと奈良地方協力本部から来ているというふうに思います。この自衛隊地方協力本部からの要請に応じて、全国で住民の個人情報が自衛隊に提出され、それに基づいて自衛隊が直接その家庭や本人宛で自衛隊の募集の案内を郵送したり、または個別に訪問を行うなどといった例が全国的に報告をされています。奈良県内では、資料が郵送されてきたり、また、訪問を受けたといった例はお聞きしていませんが、昨年10月ごろ、どういった形かは確認できていませんが、県内の中学校の生徒の保護者から、神奈川県横

須賀市にある陸上自衛隊高等工科高校生徒募集というチラシを学校から受けとったという情報が寄せられています。

どうも、その担当地域の教育委員会も全然知らない間にですね、そうしたチラシが回っていたということらしく、こうした自衛隊による行き過ぎた勧誘や、また、自治体からの個人情報の提出についても適切でないケースが確認されており、そうしたことから、斑鳩町ではどうなっているのかきちんと確認をさせていただきたいと思い、質問にあげさせていただきました。

それではまず1点目ですが、斑鳩町に対しても自衛隊奈良地方協力本部から個人情報提出依頼が来ているかと思いますが、この依頼はですね、何を目的としており、どういう形での情報提供を要請されているのか、そして斑鳩町としてはどのような対応をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 自衛隊の地方協力本部長より公文書にて住民基本台帳の一部閲覧の請求を受けております。この場合、自衛隊地方協力本部長が、請求の事由として、自衛隊法第29条第1項及び第35条の規定に基づく自衛官等募集の事務のための閲覧請求であるということを明記されているということを確認をいたしまして、住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要な事務に該当するということから、閲覧を認めております。

なお、自衛官等の募集事務に関する住民基本台帳事務の適正な執行につきまして、平成27年4月3日付で奈良県市町村振興課より各市町村住民基本台帳担当課長宛で通知がございまして、この通知に添付された平成27年3月31日付、総務省自治行政局住民制度課長より各都道府県住民基本台帳担当部長宛の通達の中に、「自衛隊法第29条第1項及び第35条の規定に基づく自衛官等及び自衛官候補生並びに防衛大学校又は防衛医科大学校の学生及び陸上自衛隊高等工科学校の生徒の募集に関する事務は住民基本台帳法第11条第1項に規定する法令で定める事務の遂行のために必要である場合に該当すると解される」と記載をされておりますことから、閲覧を認めておるということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） 斑鳩町としては、閲覧の要請が来て、それを認めているという対応だということですが、その中でですね、例えば住民基本台帳を閲覧させてほしいと言っても、全部ばくっと見せてくださいというやり方はできないと思うんですが、どう

いう形での情報を知りたいということで閲覧の申し出があるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） もちろん閲覧に係ります住民の年齢の範囲を示されておりますので、その部分について閲覧をしていただいております。紙ベースでの提出ではなくて、名簿を見ていただくという形でございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） 具体的に、どの年齢の情報を知りたいということで言っているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） 平成27年の1月14日に閲覧申請がございました。そのときの住民の範囲でございますけれども、平成5年4月2日から平成6年4月1日までの男女が1つ。それから、2つ目が平成9年4月2日から平成10年4月1日までの男女。それから、3つ目が平成12年4月2日から平成13年4月1日までの男女ということで、この閲覧の範囲により閲覧をされたということでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） 今、言っていただいた年齢というのが、大学卒業生、高校卒業生と中学卒業生、この3パターンでですね、毎年要請が来ていて、斑鳩町としては閲覧を許可しているという形で対応されているというふうに思います。そのことを確認しておきます、まず1点。

それですと、2点目のほうに行きますけれども、今度は平成27年4月28日付で、防衛大臣名ですね、今度は、で都道府県知事宛に通達が出されているかというふうに思うんですが、その通達については中身がどんなもので、町としてはどのように認識をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 今、お尋ねの文書につきましては、平成27年4月28日付、防衛大臣名で都道府県知事宛に、自衛官募集等の推進について（依頼）として出された依頼文書であります。平成27年6月10日付で奈良県知事より各市町村長宛に写しの添付、通知があったものでございます。

この内容でございますが、1点目としましては、自衛官等の募集について、一部の自衛隊地方協力本部が適切ではない方法で募集事務に関する資料の提出依頼を行ったことが判明し、今後、教育徹底・関係規則等の周知を図り、再発防止に努めること。2つ目

としまして、自衛隊の任務及び人材確保についての重要性に関すること。3点目として、都道府県及び市町村と連携し、効果的な募集事務の推進を図るための事務等に関すること。4点目として、自衛官等の募集事務を円滑かつ適切に実施していくため、地方公共団体に対して、今後も理解と協力をお願いしたいことなどございました。

この文書につきましては、引き続き、自衛官募集等の推進について理解と協力をお願いしたい旨の都道府県知事に対する依頼であるというふうに認識をしております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） 今、通達の中で項目、幾つか報告していただきましたけども、その1点目にありました、適切でない方法での募集があったという事例については、何ら説明等はなかったのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 具体的な事例を挙げてということではございませんでした。

自衛官等の募集について、一部の自衛隊地方協力本部が適切ではない方法で募集事務に関する資料の提出依頼を行ったということでございまして、住民基本台帳の閲覧ではなく自衛官適齢者の氏名や住所などを記載した書面の提供を強く求められたという内容ではないかと推察をいたしております。

自衛隊は、従来より、住民基本台帳の閲覧、それから市町村からの名簿の書面提出、依頼があって市町村の判断での書面提出等で自衛官の募集等に関する個人情報を得ておられますけれども、政府、防衛省としては、書面の提出はあくまでも依頼であり、応じかどうかは各市町村の判断とされてきているところでございまして、これらに関することだろうと推察をいたしております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） ぶっちゃけて言いますと、特に名前は出しませんが、実際に適切ではないペーパーの情報として提出をしていた自治体があったと。もともと要請も、その自衛隊地方協力本部からそういう形で出してほしいという要請があって、それに応えたものだということで、実際に全国的にそれが大きな問題になったということで、どこがどうやということではないんですけども、それについてはきちっと認識をしておいていただきたいなと。

先ほど、1点目の質問のときに、斑鳩町はペーパーでは提出をしていませんということなので、この問題については当てはまらないということで理解をしておきます。

それでは3つ目になりますが、この、自衛隊から情報提供を、閲覧が要請されている

ものの中にですね、先ほど言いましたように、中学卒業生についても閲覧をしたいということで閲覧を許可しているという状況がありますけども、この個人情報をですね、自衛隊の自衛官募集もしくは先ほど大学等の生徒の募集などに活用するというふうになっていますが、これについて私は、国連の議定書違反の疑いがあるのではないかというふうに感じています。

2000年の第54回国連総会でですね、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書というものが採択をされていますが、日本では、この議定書を2004年の5月に国会承認しています。18歳未満の自衛官をなくすという目的で行われたものですが、同議定書は、「18歳未満の自国の軍隊の構成員が敵対行為に直接参加しないことを確保するためのすべての実行可能な措置をとること」というふうに規定をしております、18歳未満の中学卒業生の個人情報を自衛隊へ提供するということが、こうした点から、その議定書の趣旨に反することになるのではないかというふうに思いますが、これについては、町の見解としてはどうでしょうか。

○議長（中西和夫君） 乾住民生活部長。

○住民生活部長（乾善亮君） ご質問の中卒者の情報提供についてでございます。これにつきましては、武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の趣旨に反するのではないかというご質問でございますけれども、これにつきましては、自衛隊奈良地方協力本部長が陸上自衛隊高等工科学校の生徒の募集に関する事務として閲覧を請求をされておりました、これを認めたものでございますので、この武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書の趣旨に反するものではないと、このように認識をしております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） もともと自衛隊法が改正される前はですね、自衛官とか自衛官補の募集ということで、以前も中学生卒業者の情報というのは自衛隊は収集をしていたんですけども、それが、国連の議定書を承認したことによってですね、自衛官としての募集はできなくなったということで、高校、学校の生徒として募集するという形に変わっていますけども、しかしですね、この学校の中身が私は問題だというふうに思うんです。

最初に言いました神奈川県にあるこの自衛隊の高等工科高校なんですけども、ここに入学をして、卒業時に高校の卒業資格というのが得られますよというふうにはなってい

ます。ただですね、その形態というのが、神奈川県立の通信制高校に集団入学をして単位を取得することで高校卒業資格を得るというものですが、この身分はですね、防衛省の職員というふうになっています。実際には、全寮制で集団生活を行って、防衛省の職員という身分であることから毎月9万6,000円の手当てが支給されます。そしてですね、その中でさらに問題なのは、2年生からですね、この学校では、銃が貸与されて、射撃訓練を年間54時間行うと。さらに、戦闘訓練も20時間行う。そして、3年生になると、富士の演習場に行き総合訓練を行うということで、18歳未満の少年に銃を貸し与えて戦闘訓練を行わせているというのが実態なんですね。ですので、この学校の生徒募集という項目、名目ではありますけども、実際にやっていることを見ると、明らかに国連の議定書違反だというふうに私は思いますが、今、この学校の実態ですね、を明らかにする中でですね、私は議定書違反云々をここで判断しても仕方がないことですから、私はきっぱりとこの情報提供自体を拒否していくべきではないかというふうに思いますが、それを許可する裁量については市町村が持っていますので、これは町長にきっぱりと拒否をしていただくように求めたいというふうに思うんですが、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） 自衛官募集等の事務のための閲覧請求であることを明記されている場合は、住民基本台帳法第11条第1項の規定する法令で定める事務の遂行のために必要な事務に該当することから、閲覧を認めております。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） それは項目上そうなっているというふうに私も申しあげました。ただ、その生徒の募集と言って実際にやっていることが、戦闘訓練を行っている。これ、中身を見ると、明らかにその議定書に反することじゃないかというふうに申しあげましたが、それについては、町長はどのようにお考えになるのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 小城町長。

○町長（小城利重君） そのことについては、私は特に関係ないと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） 私は、ここは一番問われるところだというふうに思うんですね。実際にどんなことをさせているのかということ、その実態に伴った措置になっていない。これは国会のほうでもきちんと改正をしていただく必要はあるかと思いますが、そもそもこうした名目だけ変えてですね、実態は自衛官の募集を行っていたときと変わ

っていないにもかかわらず、18歳未満の青年の情報を自衛隊が入手しようとする。さらに、その要請に対して自治体がそれに応えようとするということ自体、私はしっかりと改めていく必要があるというふうに思います。

今ですね、特に個人情報の保護がいろいろやかましく言われている中で、我々が行う選挙なんかでも、はがきを1枚送ると、どこからその情報を知ったんやということで非常に住民の皆さんからお叱りの声をいただくような状況の中で、ましてですね、今、自衛隊の任務が大きく変質してですね、専守防衛というところから、昨年の安保法制の強行によって、今、南スーダンという海外に自衛隊がもう派兵されていると。いつ、その現地との敵兵などと戦闘行為を交えることになるかもしれないという危険な任務が追加されておりですね、そうした自衛隊に自分たちの子どもや孫の情報を提供するというのを、私は住民が望むとはとても思えません。ですので、町長そういうふうにおっしゃいましたけども、これについてはきっぱりと、やはり市町村が閲覧の許可をする裁量を持っていますので、町長がやっぱり責任者です。そこはきっぱりと廃止をして、その情報請求について拒否をしていくということで、住民の個人情報を守るという立場を明確にしていただきますように、強く要望しておきたいとします。

そうしたら、この質問につきましては、今後につきましてもやはり継続して行ってきたいというふうに思います。今回については、町長の姿勢ですね、前向きな姿勢が見られなかったということで、非常に残念だと思います。

そうしましたら、3点目の質問に移らせていただきます。3点目につきましては、奈良県市町村総合事務組合についてということで、前回の12月定例会でですね、そこでも一般質問で取り上げてまいりましたが、そのときは項目を幾つか挙げて町に対して答弁を求めましたが、その中でも退職手当負担組合の資金運用ですね、その中で投資に使っていたと。仕組債を購入し、20億の損失を発生させていたという問題について、わかる方にこちらに来ていただいて説明を求めましたが、その結果についてはどのようなのか、お尋ねをしたいとします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） お尋ねの対応につきましては、議長とも相談をさせていただきました結果、町といたしまして、奈良県市町村総合事務組合の職員に対し出席要請を行う必要はないと判断させていただいたものでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） 議長も相談してそういう結果になったということであれば、私

のほうも受け入れはしますけども、その必要がないというふうに判断した理由について、お尋ねします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 仕組債の売却及び平成24年度からの負担金率の引き上げにつきましては、前回のご質問でもお答えさせていただきましたとおり、総合事務組合の管理者から、総合事務組合議会はもとより、構成団体全体で組織いたします市長会、町村会、町村議会議長会にも説明は既になされておりますことから、議長と相談をさせていただきました結果、町といたしまして、出席要請を行う必要はないと判断したものでございます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） やたらと議長と相談されたっていうことを強調してはりますけども、今の、その理由になっていないと思うんですよね。要請する必要がないと。もともとどういったところが原因で仕組債を買うことになったのかというところにさかのぼって説明をしていく必要がある問題だというふうに、前回、私は申しあげたと思うんですが、それが町の職員のほうで答えることが難しいだろうということで、よくわかる人に来ていただいて説明をしていただくということで要請をしたけども、ただ、それが、それぞれの加入組合のほうに説明されているので来てもらう必要がないという説明では、私はちょっと納得できないなというふうに思いますが、そういうふうに町のほうでおっしゃるんでしたら、そうしたら町の職員さんがきちっと説明してくれるのか。

○議長（中西和夫君） 池田副町長。

○副町長（池田善紀君） 事前に質問をいただきましたそれにつきましてはこちらのほうでご答弁させていただきますし、以前、この本会議場で議員から、縷々、当時のことについて、当時の運用状況、また退職の負担金の状況についても、縷々、質問されておまして、それにつきましては全て適切にご答弁させていただいておりますので、同じご答弁になるかもわかりませんが、同じように説明はさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） 今、副町長のほうで、事前に聞きたいことがあれば、言うてもらえれば町の職員のほうで答えるというふうにおっしゃっていただきましたので、これにつきましては、私はやっぱり、なぜその仕組債を購入することになったのか、そして損失を発生させることにつながってしまっているわけですが、この問題っていうのは、原因をきちっと説明して教訓を導き出さないと、やっぱり同じことが繰り返されるんじ

やないかというふうに思っていますので、これについては、では、きょう、今この場ですぐというわけではありませんが、また今後、きちっとやっぱり聞きたい点について整理をして、質問としてあげさせていただきたいと思います。

それともう1点ですね、前回質問をさせていただいた際に、平成13年度でしたかね、そもそも退職手当負担金の、もう基金がなくなってきてしまっていて引き上げざるを得ないということで、負担金の引き上げが提案された際にですね、職員数が、退職数がふえていくという説明はありましたが、その仕組債云々、投資に使って20億の損失を出したという説明がそのときなかったことについて、私は前回の質問で、それはその当時にきちっと説明をしていただくべきではなかったのかということで質問をさせていただきましたが、これも、退職手当組合に加入されている議長会も入っていますので、そこに説明がなされていますという答弁で終わっていますが、私は、そうでなくてきちっと町の職員のほうでですね、退職者が今後ふえていくということとあわせて、そうした投資に使って損失を出したということも当時に説明があつてしかるべきではなかったのかというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 平成24年度から25年度にかけて負担金率を引き上げさせていただいております。この負担金率の引き上げについて、おっしゃいますように、当時、もう少し丁寧な説明をさせていただくべきというふうには考えているところでございます。

ただ、引き上げの理由につきましては、退職者の増加が見込まれる中、加入市町村の財政負担を緩和する観点からこの県組合の負担金率がほかの府県と比べまして率が低いまま据え置かれていたことについて、今後、基金の取り崩しによる運営が困難となったことから負担金率を引き上げるということになったものでありまして、仕組債の売却による差損によるものではないということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（中西和夫君） 12番、木澤委員。

○12番（木澤正男君） 説明が十分ではなかったという点についてはお認めになっていますので、そこはこちらのほうとしても酌みたいというふうに思うんですが、ただ、引き上げの際にですね、基金が足らなくなって、退職者がふえるということで、そのことが直接的な理由ではありますが、今、損失を出したことはその理由ではないというふうにおっしゃいましたけども、そうではないと思うんですね。その20億円があれば、例えば費上げの幅がもう少し緩やかになったかもしれないですし、大きく影響していると

いう点については、私はその理由の1つであるというふうに考えます。ですので、このことについてはやはり問題だというふうに、認識をしっかりとっていただきたいというふうに思うんです。

今回、退職手当組合のほうで行われたことで、当時、我々議会に対しても、町のほうからは説明がなかったということで、我々自身もその問題について認識ができていなかったですし、そのまま負担金を引き上げるということについて、結果的に賛成はしていたかもしれませんが、当時わからないままやっぱりそれは引き上げが必要だということでした承をしてしまっているんですね。ただ、住民さんから見たらですね、大切な税金を、退職手当負担金の基金についても税金ですから、それについて、やっぱり投資に失敗をして、運用に失敗をして20億もの損失を出していたということについては、やはりきちっと説明をする必要があるというふうに思っていますし、それこそやはり議会が果たすべき役割だというふうに思っていますので、その点については問題だということで指摘をしておきたいと思います。

そうしましたら、当時、説明が十分ではなかったということを確認いたしました。また、後々もですね、この問題については、申しあげましたように質問させていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いをいたしまして、私の一般質問はこれで終わります。

○議長（中西和夫君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、予定をいたしておりました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

7日は午前9時から予算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時48分 散会）